時事新報

國會は討論會ゝ非ず

廿三年の國會は專制政體を變じて立憲政體となすの第一着なれば我國振古未曾有の革命に相違なけれども全國の代議士が立法の任に當りたればとて俄ゝ良案妙策の涌出するにも非ざれば國の利害に於て著るしき成績を見るべしとも思われず殊に草創の際官民ともゝ不慣にして百事不如意勝ちあるべければ故さらに新案を立てゝ改正ゝ鋭意ならんよりは寧ろ少しく扣目にても實着にして躓かざらんとよろ願はしけれとて毎度我輩の云ふ所なれども世間多くは之を顧みず國會に望を屬すると過大にして租稅を輕減し財政を整理し自由を發揮して國權を伸暢するゝと都て表題の美なるものは皆國會開設の曉を待て緒ゝ就く可しと云はねばかりに躍立るが故に政事ゝ不案内なる農工商人等の中には無心に之を聞いて銘々勝手の所望を並べ一も二も國會ゝ依賴する其趣を喩ふれば田舍の小娘が阿爺の江戸に上ると聞き衣服裝飾何くれとなく欲する儘を注文して曾て金額の多寡を問はず又阿爺の財囊の寒温を顧みざるものに彷彿さり但し此等は極端の種類なれども兎も角も國會議場を以て國病の治療所となし期するゝ非常の好成績を以てするは一般の有樣にして又青雲功名の症に煩悶する人々ゝ在ては恰も龍の雲を得るが如き心地して此際天下の人心を繫ぎ政權を掌握せんとを企つるもあるべく何れも廿三年〳〵と稱して唯待詫ぶるの一方あれば國會は百種の希望の燒點なりと云ふて不可おきが如し斯の如く國會に對する國民の想像は畫き得て美に過ぎ却て其實を失ふもの〻如くありと雖も此氣勢は容易に退却するとなく百病の療治は一切國會議員の盡力ゝ在りと心得るの風なるが故に議員ゝ撰擧せらるゝ者は勢ひ負望の思に應へざる可らざるの義理合となりて辨論ゝ長ずるものも拙おるものも是れは一世の曠業なり撰ばれて國會議員となりおがら辨論を試みざれば一分相立たゝずとして餘計の言と知りつゝも敢て議論を挾み甲論乙駁些細の議案も容易に通過するを得ずして其賑かあるゝ如何計りなるべきや恰も一種討論會場の奇觀なきを期す可らず或は云ふ今の府縣會の實況を見れば左まで囂々たるにも非ず、可なり秩序も整齊するが如くなれば國會とても凡そ同樣のものなるべしとの說あれども府縣會は政府の獨發に發起したるものにして國會は人民の方より之を請願したるものなり其由來を尋れば尙早しの議論を打破りて宿願を達しゝるの事實にあらざれば想像を懷くものなるが故ゝ世人ゞ府縣會ゝ望む所は尋常なるも國會に望む所は過大ならざるを得ず即ち人氣の赴く所にして其賑かなるも亦謂れおきに非ず我輩の輩に愛ふる所のものあり

右は固より想像の峽ゝ過ぎされども本來國會議員の本分は辨論を闘はすに非ずして實益を計較す可き筈のものにあろわれば無川の議論を逞ふして議事を妨るが如きは自から之を慎み各議員が自重自尊の旨を忘れずして以て國會の重きを成さんゝと我輩の願ふ所なり事柄は異なれども先頃諸方より委員を派出して某實業に關する會議を東京ゝ開きたるゝ各地方にては何は扨置き議論は大切なりとて實業よりも寧ろ辨論を主として委員を撰出せるもの多く委員も亦その旨を氣取り實業を離れて辨論を事としたるより會議は毎日喋々するのみ

よて豫て期したる實効とてい更ゝなく恰も空論を以て結了せりといふ蓋し我國ゝては古來辨論學とてもなく又公衆の面前に出でゝ論議すると甚だ稀なりしを以て今日の如く會議の席上に辨を揮ふ抔は多數の人の不得意とする所なり、不得意なるが故ゝ之に苦しみ、苦しむが故に其必要を感じ、遂ゝ會議に臨席するものは雄辨を競ふべき筈のものなりと一筋ゝ思込みたる意味もあるも可し事情は無理おらねども事實に於てい困却の次第なりと云はざるを得ず斯く云へばとて我輩は敢て辨論を輕視する者ゝ非ず唯前陳の如く國會は議論を少なくして實際に滯りおきを貴ぶものなれば其趣意ゝ誤解おからんゝとを冀望するのみ故ゝ他日議員に當撰する者は宜しく此邊に注目し議事の際若し他の雄辨なる議員ゝして自說と同樣の事を陳ぶるものあらば之を其當人ゝ一任し自身は唯決議の數に加入するのみにして一切口を緘するの風を成すは國會の美事なる可し此種の議員を稱して緘默議員(Silent member)と云ふ緘默議員默するも榮譽なきに非ず辨者少おくして默者の多きい國會の實益を擧るの方便にして議員が國民に盡すの本分も正ゝ此實益にあと在れば我輩い辨者と默者と孰れを輕重する者に非ざるなり

官報

○司法省令甲第一號

本年勅令第六十四號ニ依リ治安裁判所出張所位置及ヒ管轄區域別表ノ通相定ム

北海道廳及ヒ隱岐對馬大嶋各嶋廳管內ヲ除クノ外各登記所ハ治安裁判所出張所開廳ノ前日限リ廢止ス

（別表略ス）

○司法省訓令第十三號

明治廿一年十月十九日　司法大臣伯爵山田顯義

裁判所　登記所

北海道廳及隱岐對馬大嶋各嶋廳管內ヲ除ク

本年當省令甲第一號ヲ以テ治安裁判所出張所位置及ヒ管轄區域等相定メ候ニ付テハ登記ニ關スル諸帳簿諸器物等目錄ヲ添ヘ治安裁判所出張所開廳ノ前日迄ニ管轄治安裁判所若クハ其出張所ヘ引繼ク可シ共引繼ヲ受ケタル廳ニ於テハ管轄始審裁判所ヘ報告ス可シ

明治廿一年十月十九日　司法大臣伯爵山田顯義

○司法省訓令第十四號

裁判所

本年大藏省訓令第四十一號ハ各廳ニ於テモ適用スヘシ

明治廿一年十月十九日　司法大臣伯爵山田顯義

大藏省訓令第四十一號（明治二十一年十月十一日）

他官廳ニ係ル歲入ヲ取扱其納付金ニ過誤納アリテハ原本證ヲ得發付スル支拂切符及支拂案內書ニ（實廳主管）印ヲ押捺スヘシ

○東京府令第五十六號

明治二十年（二月）東京府令第八號東京府嶋司委任條件中ヘ左ノ一項ヲ追加ス

明治廿一年十月十九日　東京府知事男爵高崎五六

二十六　西洋形登簿船ヲ除クノ外總ヲ積量檢査並鑑札下付ノ事

○東京府告示第四十一號

來ル二十二日ヨリ臨時區部會ヲ開ク

明治廿一年十月十九日　東京府知事男爵高崎五六

○敍任及辭令

大藏書記官正六位勳六等　藤嶋　正健

兼任大藏省銀行局長

大藏省銀行局長正六位勳六等　藤嶋　正健

敍奏任官二等

第一高等中學校教諭　松田　爲常

任第一高等中學校幹事兼第一高等中學校教諭　松田　爲常

第一高等中學校幹事兼第一高等中學校教諭

敍奏任官四等

任東京農林學校教授　高橋　琢也

非職農商務屬　高橋　琢也

敍奏任官四等

任內務五等技師　大中太一郎

東京農林學校教授　高橋　琢也

內務一等技手　齋藤　寛猛

任內務五等技師

敍奏任官五等

內務五等技師　齋藤　寛猛

敍奏任官五等

（以上去る十八日）

第一高等中學校教諭兼第一高等中學校幹事高等商業學校教諭　今村　有隣

依願免兼第一高等中學校幹事

依願免本官

○軍艦競着　扶桑艦は馬關に向ひ一昨十八日宮津港抜錨、高千穗、筑紫、海門、武藏の四艦は佐世保に向ひ同日宮津港抜錨（海軍省）

雜報

○元老院　元老院議官は多年國事に鞅掌し國家に功勞ある老練家の人々にて現に其人々は七十餘名の多きゝ及び行政司法に對して立法權を揮る處なれども其實從來行政府ゝ實權を收めて之が可否議決をも左右するの趣きありしより當て同院にては屢々權力を擴張せんとする計畫ありされども何分種々の事情ゝ依りて果す能はず又自然其可否決の實行せられざるが爲め或は充分の熱心を以て議案を議せずなど噂させり然るゝ同院は他日國會の開くる曉ゝ至らば立法府の上院と化すべきは疑ひなきとにして今日の議官たる人々は多くは上院の議員ゝ充るとなるべきが故ゝ最早や時期の愈々迫り來れる今日ゝ於て從前の如き立法部さるを潔しとせざるゝ輩も不同意なきもの〻如く互に言はず語らざる共中に同院の權力を伸ばし明後年の準備を完ふせんとする趣きは甚だ明白なり或は柳原伯が副議長に任じたるゝは內閣よりの內命を受けて同院の改革を實行するが爲め入込たるなりとの風說もある位にて兎ゝ角同院の近狀は老樹の幹枝より嫩芽のふき出して却て枝葉繁茂せんとするの勢力あり近來內閣より提出し來る議案は一々調査委員を設け綿密に之を調査し又各議官は充分に意見を練り來て討議するとと爲り時としては議場沸くが如き議論を惹起すともある由中にも郵便法改正案を否決し又近頃米商會所の減稅案を否決しゝる時おゝと近年にあき盛ある議事なりしが米商減稅の折節は大隈井上の兩伯とも臨場し井上伯が農商務大臣の資格ゝて頻に原案を贊成し株式取引所と米商會所との稅率を比較して辨明したれど盛なる議論の末大多數を以て遂に否決したる有樣は近頃目覺しかりしと云へり

○山形縣下町村制度の準備　市町村制度發布以來着手の時日に多少の遲速ゝそれ、各府縣何れも其準備に忙はしく到る處該制度ゝ關する談を聞かざることおきは昨今地方の狀況なるが今山形縣下に於ける同制度準備の模樣を聞くゝ同縣ゝては市町村制發布の當時直ちゝ實施の準備に着手し縣廳より屬官の中に取調委員幾名を撰定し第一部長を以て其長となし專ら計畫に力を致さしむる一方にはまた各郡々長を召集して新法大體の趣旨を訓示したる上法律の成文ゝ據り實地應用の如何を討議せしめ又縣會議員中重立たるもの十餘名を招き新制の施行ゝ關して執るべきの方針を示し且つ今度の事たる各町村が將來獨立自治の成存をおすべき一個の完全なる法人を組織する其根底と創設するものおれば人民自から進んで之が創造の責に當らざるべからざる旨をも諭示したり扨各郡長は件の討議を終り歸任したる其後何れも其郡內の縣會議員、町村會議員、各戶長、財產家、有志者等を集めて新制度に對する各自の方針、自治町村編成の必要を懇諭せしかば皆奮て其勞に服せんゝとを期し歸鄉の上は夫々右の準備に着手したりき而して

毎郡同一

長役場の

事項を協

稱するも

め各町村

して下情

區劃し順

ゝ法律の

せしめ又

の全體上

て漸く自

たりされ

異にして

村なきに

合に至ら

の意見を

に山形縣

自の協議

ことを期

る以上は

目下既ゝ

の期ゝ到

○湯ノ澤

同縣南津

めたる爲

斯と縣廳

を派遣し

に開えて

なるやも

裂すべし

ケ關戶長

べき旨達

に至りて

鳴動屢々

らるゝ

あり爲め

鑛山の役

托する者

入甚ゞ惡

が故なら

唐牛村に

山中に大

んとする

無神經論

抔と附會

○艦隊不

との事は

聞くに目

少將が引

曩略せん

隊を指揮

は未定な

○長官の

地方官

を以て

野

○賣家　湊坊區蟹南坊町廿三番地建家一棟二階階下共三十六坪七合五勺庭湯殿附至急賣拂度御望ノ方ハ同番地ヘ御來談可被下候

○三德鍋發賣　當日ヨリ日ニ月ニ相弘マシ度旨出願之趣宮內大臣ヘ願之趣宮內大臣ヘ願之趣宮內大臣ヘ